

入札監理小委員会
第 33 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 33 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 3 月 26 日（水）17:40 ～19:10
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

- ① 施設の管理・運営業務に関する官民競争入札又は民間競争入札実施にあたっての実施要項の標準例について
- ② その他

3 閉 会

<出席者>

（委 員）

檜谷主査、小林副主査、逢見委員

（財団法人日本経済研究所 調査局）

五十嵐副局長、宮地調査第二部副部長、木田研究員

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

(財団法人日本経済研究所、傍聴者入室)

○榎谷主査 それでは、ただいまから第33回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革基本方針で内閣府において策定することとされている「施設の管理・運営に関する官民競争入札又は民間競争入札にあたっての実施要項の標準例」の案につきまして、その作成に関する業務を受託している財団法人日本経済研究所からヒアリングを行いたいと思います。

本日は、財団法人日本経済研究所調査局、五十嵐副局長に御出席いただいておりますので、標準例の内容等について説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。説明は20分ぐらいでお願いいたします。

○五十嵐副局長 日本経済研究所の五十嵐でございます。今日はよろしくお願いたします。

今回、施設の管理・運營業務に関します官民競争入札等の実施要項の標準例作成という業務を受託させていただいたところでございますけれども、公共サービス改革法におきましては、民間の創意工夫を反映すると、こういう観点から、官民競争入札等の実施におきましては、仕様を定めるのではなくて、公共サービスの内容と質を実施要項に定めるというふうにされているところでございますけれども、私どもで、国、民間事業者の各方面にヒアリング等実施いたしまして調査を進めてまいりましたところ、官民ともに当初の想像以上に管理・運營業務につきましては質の設定という概念がないという点と、それから、官では、従来発注に用いております仕様書が発注書でもあり、業務水準書でもあり、業務履行についてのチェックリスト的に用いられていると、こういう点が明らかになったところでございます。

こういった状況を踏まえまして、今回御説明申し上げます標準例におきましては、実施要項の作成上の一番のポイントとなります質の設定の部分につきましては、実務的に官民双方にとって議論が始めやすいところとして、どこからスタートすればよいのか、こういう観点から整理を行っているところでございます。

更に、これに伴いまして、落札者の選定基準につきましても、まだ若干御意見をいただくべきところがあるかなど、このように考えているところでございます。そういうところも含めまして、本日、いろいろ御指摘を踏まえまして、可能な限り整理をしてみたいと、このように考えているところでございます。

詳細な内容につきましては、調査のリーダーを務めました宮地の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○宮地副部長 日本経済研究所の宮地と申します。よろしくお願いたします。

まず最初に、資料Aというものがお手元にあるかと思います。「標準の実施要項作成における施設の管理・運營業務の質の設定について」ということで、中心として検討してまいりました質の設定に関する考え方を御説明させていただきまして、資料Bの実施要項の標準例ということで本日お付けしております内容を簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、官民競争入札等における質の設定についてでございますけれども、今ほど五十嵐も申しました実施要項において確保されるべき質を明確に定めるといふことと、発注に当たっ

ては、仕様発注ではなくて性能発注でやっていくということ。あと、業務の発注に当たりましては、包括的に発注するということが御指摘をされていることかと思えます。

この標準的実施要項作成におきまして、まず、施設の管理・運営業務として共通的な業務というのはどういったものがあるかということで整理を行いました。これに関しましては、今後市場化テストの対象と考えられている各省の仕様書等も確認させていただきましたけれども、国の方で、国交省が建築保全業務の共通仕様書というものをつくっておきまして、これが基本的にそれら省庁の仕様書をつくる上でのベースになっているということでございますので、こちらの方で共通的な業務ということで整理をしてみました。

そのうち、共通的な施設の管理業務ということにつきましては、施設の維持管理・保全等にかかわる清掃ですとか、設備のメンテナンス、植栽の管理といったような業務が共通的な業務であるのかなと考えております。

あと、共通的な施設の運営業務ということでございますが、これに関しましては、中で公共サービスをやるということではなくて、施設の管理業務に付随した警備ですとか、宿日直の業務、また、施設の受付ですとか、貸出予約等の窓口的な業務というようなものが共通的な業務として位置づけられるのではないかと考えております。

これらの施設の管理・運営業務の公共サービスとしての位置づけでございますけれども、先ほども言いましたけれども、当該公共施設で行われる主たる公共サービスというものをちゃんと実施できるように、例えば、研修ですとか、運動施設であれば運動、会議施設であれば会議といったようなことが、主たる目的をちゃんと行われるために補完的に行われる業務であるということなのかなと考えております。

そういった業務を整理したところで、現状の発注形態と比較整理して考えてみますと、先ほども申しましたけれども、従来の国、あるいは独法等での施設の管理・運営業務の発注形態でございますが、お話を聞いたところはすべて仕様発注で入札を行っているということでございました。事前に質の設定を行って発注はしていないということです。

では、業務の質として、どういうふうな管理、あるいは履行の確認をしているのかということでお尋ねしましたところ、基本的には仕様書に示す内容が業務の最低水準であるという認識であるということと、その確保に当たりましては、1 ページ目の下の方に書いてございますけれども、事前に仕様書でこういうことをやってくださいということをしているので、これをちゃんとやってもらえればいいんだということ。もう一つは、それがちゃんとやられたのかどうかということ現場から報告書等で、日報ですとか、月報、週報というものでチェックをしています。3 番目は、実際に管理をしていくところで、汚れなり、問題があるところを見つければ、監督者としてその場で指示をするということで、業務の実施プロセスで質を管理しているんだという御発言といたしますか、御指摘、御意見がございました。

では、ほかに性能発注的なもの、あるいは質の設定をして発注しているようなものがないのかどうかということで、企画書段階でも御提案させていただきましたけれども、PFIですとか、指定管理者制度というところでは、包括的に業務を出して、性能発注だということ

が言われておりましたので、この事例を確認してまいりました。

これに関しましてですが、例えば、博物館とか、あるいはホールというようなものに関しましては、入場者数何人とかという設定がされているんですが、施設の管理・運営に関しましては、事前に業務の質というものを指標で具体的に示しているわけではない。では、どういうふうにやっているのかというところで、2ページ目の図の方に書いてございますけれども、発注の段階では、官側の方針としまして、性能発注として、例えば、汚れのないように保つとか、常に清潔な状態に維持するという大きな方針を定めます。これに対しまして民間事業者の方が、それをやるのであれば、こういった体制、あるいはこういう考え方でやればいいのか、あるいはもっと頑張ってくださいというような提案をしていくということです。

これを入札に当たって評価をするということなんですが、実際には施設の整備後に、「官・民：詳細なやり方の決定（協議）」と書いてございますが、協議という言い方がいいのかどうかかわからないんですけれども、具体的に物ができてから、方針に定めた、あるいは提案してきた内容に沿って、この建物を管理・運営していくためにはどういうふうにしていくのかという仕様を定めるということをやっているということで、結局は施設ができたときに仕様をつくるという作業をしている。これが提案書と仕様書という形で契約書に反映されるような形になるということで行われているということでございます。現状の官が発注しているPFI等の性能発注というのは、こういう仕組みが非常に多いということでございます。

あと、民間のビル、例えば、新丸ビルですとか、最新のビルというのはどうなっているのかということで、民間さん、あるいはそういったところを請け負っているビルメンテナンス関係の会社の方に確認をしましたが、これにつきましては、民間であるがゆえに、決まったルールがあるわけではない。ただ、ざっと見た限りでは、現状請け負っているもの、あるいはやっていることについては、仕様による発注が一般的だと認識しているということで、例えば、新丸ビルに関しましては、これはどこまでお話をしているのかというのはあるかとは思いますが、細かく言ってしまうと、すべて仕様発注ということをやっているというお話もございました。

ただ、一部で、設備関係、新たに据える施設などにつきましては、こういう性能を期待していますということで、こういう性能を出しますよというよう提案も受けているということはあるんですけれども、設備の具体の細かな話でして、こういう公共サービスの質の設定ということとはまだちょっとレベルが違うのかなということです。

4番目に、官民競争入札において、管理・運營業務の質の設定をどうするかということなんですけれども、まず、留意点といたしましては、公共サービスとしての質を定めると実施要項、あるいは法律に書いてございますので、このことを考えていかなければいけないということです。管理・運營業務の性格を考えますと、公共施設の主目的を補完する上で定めるべき質というのはどういうのがあるかということを考えていかなければいけないということと、今までばらばらに発注されていたものが包括的になるわけですので、包括的にしたこ

とによって、どういう質を設定していくのかということを考えていかななくてはいけないということです。

あと、現状、非常にかっちりとした仕様がございます。しかも、これがチェックマニュアル的に機能しているということでございます。これがやり過ぎなのかどうなのかという話もあるかとは思いますが、基本的には見直し、あるいはコストとの関係できちんとリバイスなりリニューアルをされて実施されているということで、この仕様書をきちんと確認しながらやっていかななくてはいけないのではないかということで考えています。

3 ページ目に、「質の設定に必要な視点」と書いてございます。これは当たり前のことを書いてございます。では、どういうふうに質の設定を考えるかということで、(3) のところに書かせていただいておりますけれども、まず、質の設定の考え方といたしまして、既存の仕様書があるということと、これに基づいて現状管理がされているということと踏まえますと、これを前提として、これに対して民間の創意工夫が反映されるような形にならないかということで、2 階建ての構造を設定してみました。

まず、1 階部分では、最低水準の確保ということで、現状の既存の仕様書を前提として提示する。これにつきましては、従来の入札でやるコストの部分の効率性を確認する部分。あと、それにプラスして、提案による質の確保ということで、これは民間事業者の業務全体に対する質への提案ということと、最低水準として示した 1 階部分の仕様書に対する改善の提案というものを受け付けていくということで、質の部分への効率性といったものを確認できないかということで考えております。

既存の仕様書に関しましては、仕様書を付けて情報の開示で開示していくということとともに、この仕様書のレベルといいますか、実際に仕様書がどういうふうの実施されているのかということに関しましては、ここに書いてございませぬけれども、民間事業者は現地の見学会といいますか、施設を直に見て、事前にチェックをさせていただくという行為が必要ですという御指摘もございました。

あと、民間事業者の創意工夫をどういうふうに受けるかということですが、先ほど言いました業務全体に対する質を設定して、これをどういうふうの実現していくかという提案と、あと、最低水準に対する改善の案を受け付けるということで、4 ページ目でございますけれども、具体的にはこんなことが考えられるのではないかと整理してまいりました。

これは「管理・運營業務全体に対する質の設定イメージ」ということで、主要な項目を考えて、それに対する測定指標というものを考えるという構成で設定しております。施設の管理・運營業務の基本的な方針といたしましては、その業務を通して快適な施設利用を可能にするということと、当該公共施設におきます公共サービスを円滑に実施してもらうということとを可能にしていくことだろうということで、それから考えますと、主要な事項としましては、例えば、快適性の確保ですとか、品質の維持ですとか、コストの低減、あるいは環境への配慮、安全性等への確保ということが挙げられるかと思えます。

これらにつきましては、現状、官の方で、何か具体的に決まった指標を持って評価をしているわけではないということですが、例えば、考えられるものとしましては、施設利用者アンケートを取って満足度を確認する、あるいは不満足度、何でもいいのかもかもしれませんけれども、こういったことを数値化していくということが1つある。

もう一つは、例えば、公共施設の管理・運営の不備で、対象とする公共施設で行う公共サービスの提供が止まってしまったというようなことがないように、これは絶対あってはならないということで0回というようなことですか、あと、障害が発生したときに、これもなかなか難しいかとは思いますが、例えば、障害が見つかったことをきちんと管理者に知らせるということで、見つかった時点から管理者への報告時間といったものを定めるというようなことも考えられるのではないかと。

また、コストの低減ということで、これは基本的には入札のときにコストが確定するわけですが、実際に管理・運營業務をしていくと、長い期間をかけて、もっとここを効率化すればいいのではないかと、あるいは大きな設備を使っていると、運転の仕方でかなりコストの効率化が図れるということがあるそうですので、こういうことにつきましては、例えば、業務期間中に事業者の方から提案を受けて、それを踏まえて次の仕様なり発注を改めていくというようなことで、その提案を求めることとか、あと、環境関係で言いますと、最近、グリーン庁舎等の指針が出て、CO₂排出抑制というようなことが言われておりますが、これもなかなか測定は難しいし、現状やっていない、また、前年度と今年度の比較というのが必ずしも簡単ではないんだという御指摘もございましたけれども、そういったような設定もあり得るのかなということを書いております。

あと、安全性の確保ということでは、例えば、安定して水光熱といったものを提供していくというようなこと、あるいは事故が起こらないようにするといったようなこと、そういったことを設定していくことが考えられるのではないかと。標準的と言いましても、業務の内容と言いますか、その施設の主目的との関係もあるかと思っておりますので、一般的にこれですということとはなかなか提示が難しいんですが、こういった指標を考えていくということがあるのかなということと考えております。

こういった考えの下に資料Bの標準例をつくってまいりましたが、今、説明しました測定指標に関しましては、現状ないということですので、事前に調査ができるのかどうか、調査をしてもらうようお願いしていくのかどうかということですか、あと、質を踏まえて落札者を決定するときに、評価を官側でしなくてはいけないわけですが、このウエートづけというのがなかなか難しいのかなと考えておまして、今回は一般的な書きぶりになっておりますけれども、こういったところをもう少し検討、工夫をしていく必要があるかと思っております。

ちょっと駆け足になりますが、標準例の案の構成を簡単に御説明させていただきます。3部構成になっておまして、1ページ目から8ページ目がこの実施要項作成に当たっての留意点ということで、現状、管理委員会の事務局様の方でチェックリスト的なものがあるとい

うふうに理解しておりますけれども、そこに書いてあるようなことを踏まえて整理をしたというところでございます。

9 ページ目から 34 ページ目が 2 となっておりまして、実際に実施要項にこういうふうに記載をしていくということが考えられるのではないかとということで書いてございます。ただ、業務の内容等に関して変わってくるところがあるかと思っておりますので、そういったところにつきましても、赤字の斜文字で表示をしているところでは、

あと、具体的な中身を整理していくという関係で、こういった形で企画書を受け付けるかということも想定しながらつくっておりますので、企画提案書の様式の例を 35 ページから書いてございます。

1 ページ目、2 ページ目に戻っていただきまして、最初のところは、主には留意事項ということと、質の設定につきまして、先ほど御説明をした内容のものを書いてございます。3 ページ目と 4 ページ目のところが、例えば、これは概念的な整理ですけれども、3 ページ目の中段以降に「仕様書に対して創意工夫の提案を設ける仕組み」と書いてあります。例えば、業務の項目に対して、提案を行わないのであれば従来どおりやりますよということで、やり方は仕様書に書かれるものが合意レベルになってくる。ただ、例えば、清掃については、この業務については提案を行うということであれば、それを明記してもらって、その提案の行われた内容について官の方でチェックをしていく、評価をしていくというようなことになるのかなということで考えております。

4 ページ目の方は、その質が達成できたか、できなかったかということで、委託費の支払い等に関係してくるかと思っております。これにつきましても、非常に難しいという現状の整理もあるかとは思いますが、減額措置を定める場合に、例えば、P F I とかで減額を定めているような支払い例を概念的に整理しますと、事業者がやった業務といったものを定期的に報告書をチェックするなり、随時のモニタリングを行うという検査、監督を行いましても、これに対して問題がない場合は、通常どおり、決めたとおりに委託費を支払っていく。

質に問題があるということが確認できたところで、いきなり削減ということをするのではなくて、改善指示というようなことをして、改善が見られれば通常どおり支払ってもいいのではないかと。ただ、改善を何回も指示をしたのにもかかわらず改善が図られないということであれば、何らかのポイントなりを付加して、そのポイントに応じて減額をするというような仕組みが P F I 等では取られておりまして、この市場化テストの管理・運營業務に関しましても、こういった部分のところはこの考え方が使えるのではないかなということで示させていただいております。

5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページの辺りはチェック事項ということで、特に御説明する必要はないかと思っております。

実際の記載に当たりましてのところですが、9 ページ目でございますけれども、例えば、管理・運營業務ということで、業務の内容でこういったものがあるかということで、大きく整理しますと、点検と保守というようなことがございます。これについて、それぞれの建物

によってやることは変わってくるかと思うんですけれども、国交省が出しています保全業務の仕様に基づきますと、赤字で書かれているところについてが点検、あるいは保守でやらなくてはならないことと書いてあります。その上で、点検をどういうふうを実施するのかとか、点検をするに当たって、別途国の方から支給する資材がある場合は、そういったものを明確にしていく。あと、点検をして問題があるのは発見したんですが、放っておきましたというのでは困ると思いますので、点検して問題があった場合にどうするのかといったような事柄ということで書かれているということです。

細かな業務は 11 ページ、12 ページ、13 ページ、14 ページ、15 ページ、16 ページとだらだらと書いてございますけれども、一般的な国の建物等では、こういった業務が大きな項目としては考えられるのではないかとということで書いてございます。赤字のところは、各独法さんの方で、実際の自分たちの施設で発生するであろう業務というものを整理していくということかと考えております。

あと、同じような中身で、16 ページ目の方に運転・監視及び日常点検・保守、18 ページの方に清掃としてどういったことを書くのかとか、20 ページの方には執務環境測定ということで、これは主には法律とかで空気的环境測定をなささいということは決まっているわけですが、これは主には法律とかで空気的环境測定をなささいということは決まっているわけですが、こういったことをやらなければいけないとか、あと、若干施設によって変わってくると思われるのが、この施設の警備のところでございますが、人を張りつけて警備をしていくのか、機械的な警備で事足るのかというようなところ、その内容といったものを明確にしていかなければいけないということになるかと思えます。

「その他の運營業務」と書いてございますのは、先ほども御説明しました、受付とか、施設の予約とか、そういったものが挙がってくるのかなということで考えております。

22 ページ目の方は、先ほど例示させていただきました質にこんなものがあるのではないかとということで書いてございます。これに対しまして、次に、最低水準として確保すべきものを整理していくということで、それぞれ書いてございます。

大きな要求水準ということで、例えば、22 ページ目の下の「点検及び保守業務」では、①で「点検」と書いてございまして、点検の要求水準ということでは、大きく言うと、指定された業務内容を実施して、建物等の機能及び劣化の状況を調査して、異常または劣化がある場合は必要に応じ対応措置を判断して実行するというようなことが書かれていくのではないかなということで考えております。これは国の方で P F I 等、要求水準で示されている内容を整理しまして一般的に書かせていただいた内容でございまして、ほかには保守業務すとか清掃業務、あと執務環境測定、施設警備ということで、それぞれ大きな方針というものを書かせていただいております。あと、それに対して、民間の創意工夫が発揮できるようなところがあれば提案を受け付けるということで、管理・運營業務全般に対する提案と、最低水準である仕様書に対する改善提案というのを受け付けた上で、委託費をどういうふうに支払っていくかということを書いていくことになるかと思えます。

「その他の特記事項」ということでは、消耗品ですとか、光熱水費の負担をどうするのか

ということ、また、事業期間が複数年にわたりますので、その間に法令等の変更があつて、何か増額が生ずるような場合といった特記の整理というものを明確に書いていくということになるかと考えております。

あと、残りのところは既に出されております実施要項に定められております資格に関する記載の書き方ですとか、入札の手順等についての書き方ということで、ほぼ一定的なものができているかと思っておりますので、こちらを参考に整理をしております。

1点、最後に、28ページ目でございますけれども、先ほどもちょっと今後の課題的な形で御説明いたしましたけれども、質を評価するというところで、設定した質に対してどういうふうに評価をしていくかということがございます。これに関しましては、それぞれ各省、あるいは独法、国、官の方で、どういったところに重きを置くのかということに基づいて書いていただくというのがあるんだと思うんですけれども、例えば、改善提案、民間からの提案といったものを促進するということでは、提案をたくさん出してもらおうということに対する加点みたいなものをするのかどうなのか。逆にこれをやってしまったがゆえに、どうでもいいような、しょうもない提案といいますか、余り意味のないような提案をたくさんされても、評価する側も困るし、それを一体どういうふうに評価するのかということもございます。今回は改善提案の件数も評価するというような形で書かせていただきましたが、今後また各省さんの方にこれをお示しして御意見をいただいてというような手順を踏むというふうに聞いておりますので、ここら辺の感触を踏まえて明確にしていくということかなということで考えております。

大体以上が御説明の内容でございます、済みません、時間をオーバーしました。まだ若干、官民競争入札の場合の情報の遮断措置とか、書き切れていないところもあるんですが、基本的な部分として整理してきたのが、今、御説明しました標準例ということになっております。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見のある委員は御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。どうぞ。

○逢見委員 1点よろしいですか。研修施設のような場合は宿泊を伴うものもあると思うんですけれども、宿泊についての仕様みたいなものは質として設定を考えられないのかなと思ったんです。

○宮地副部長 宿泊施設につきましても、大きく言ってしまうと、利用者の満足度があつたのかどうかということになってくるんですが、例えば、一般的に空いている時間を民間に、民間といいますか、研修施設ですと公務員が使うんだと思うんですけれども、公務員以外の人に開放するとか、そういうふうなことをやっている、なるべくその施設をたくさん使ってもらおうとか、そういうようなことで質の設定はできるかと思うんです。研修施設を持っていられる省庁さん等にも聞いたんですが、現状、一般に開放しているというのは、体育館とか運動場とかというのはときどきやるんだけれども、ただ、宿泊施設を開放するというのはやっていないということです。そうすると、極めて単純な、清掃をちゃんとしてくださ

いとか、ベッドメイクがちゃんとできているかとか、そういうようなことになりまして、質として設定していく項目がなかなか見当たらないといいますか、具体的にこれというものはつきり整理できなかつたものですから、満足度というようなことで書かせていただいているんです。

また、ちょっと言いますと、ほかの施設の地域開放などをやっているというようなケースも、実際やってはいるんですけども、国の方は施設の利用率とかがもう既に決まっていて、これでやるとすごく高くて、ほとんど借りていないとかという話なんです。そこを変えるところになってくると、効率的に施設を使ってくださいというような質の設定の仕方が出てくるんだと思うんですが、今回お聞きしたところでは、そこまで考えていないですということとして、その部分の具体的な質の検討設定には至っていないというところがございます。

○榎谷主査 小林委員。

○小林委員 やはり質の設定がすごく悩ましくて、民間の創意工夫を促進するというか、奨励するというところがあると思うんですけども、官の側で、どこをベンチマークにするかというイメージがないとだめなのかなというふうに思いました。施設の管理・運営業務は何を達成するのかという具体的な指標みたいなものが設定されて、性能発注にしていくというように考えていかないと、さっき、どのぐらい改善提案をしたかとかというのはちょっと問題があるというお話がありましたけれども、改善の内容がいかにもその趣旨に沿ったものなのかというところはポイントになるんです。だから、そこをどう設定するかというのが難しいのかなというふうに思いました。

22 ページの質の設定例は、考えられるものを出しているけれども、結局、コストの低減と効率的な運営みたいなものが、目標としては、水準としては、一番メインに、よくわかりませんが、そちらの方に重点が、ウェイトが置かれて、それプラス満足度みたいなもの、利用者の快適性みたいなものにするのか、そこは方針として何か決められないか。いちいちいろんなものについて個別に設定していくというと、ものすごい煩雑だし、そんなに個別に設定する必要は多分ないだろうと思うので、その辺の質というか、達成すべきレベルというものの具体的なクライテリアというのをある程度設定した方がわかりやすいのかなという気はすごくするんです。そこが一番難しいところなんだと思うんですけども、どうですか。国としては、今あるコストをとにかく下げたい、効率的に運営したいというのと、その施設が持っている本来の使われる目的に照らして、いかにその施設が管理されているかといったところで、どういうインディケータというか、どういうクライテリアを設定したらいいのか。そのクライテリアを達成するために、民間だったらこうできますよという、とても難しいと思うんですけども、その辺、何かアイデアがないんですか。クライテリアになりそうなところ。

だから、税金といったら変ですけども、効率的に管理して行って、無駄のないように使わなければいけないというので、効率性が7割で、7割か6割かわからないんですけども、

それにプラス快適性と言ったら変ですけれども、施設目的を十分に達成できるような、メインではないけれども、サポートしているという部分、快適性だか、それは国の大きな役割でもあるから、環境への配慮というのを入れてもいいと思うんですけれども、何か具体的に指標というか、一般的なものとして設定できないかというところが、ちょっと私としては気になるんです。

○宮地副部長 御指摘はよくわかっておりまして、それで悩んできたんですけれども、国で示すものに対して、コストを下げてくださいればいいんですよというのが現状の入札でして、それが今回、個別にやったのが包括的に集まったということで、1つの目標なり何なりというのが明確にならないかなということ考えてみました。それが施設目的ということだと思います。

ただ、現状、市場化テストの対象になっています研修施設とか、あと、運動施設とかというのがあります。主には研修施設が多いんですが、研修施設などに関してお話を聞くと、別に公共サービスの質といっても、使うのは公務員だし、利用者サービスとかというのは何か違うのではないですかというような話も逆に御指摘があったりして、そういう関係もあって、特に満足度とか、そういったものも取っていない。とにかく今の考え方で言えば、国が定めた、こういうふうにやってくださいということに対して、いかに安く実施してくれるかというところだけが評価されている。では、何か加えるものがあるということ、今やっているのをやってもらえればいいんですよということだったものですから、何かベンチマーク的なものというのが明確にならなかったんです。

逆に、そういうことで言うと、今、国がこれが仕様ですよと出しているものが本当に最低水準なのかということ、もっと下げても満足度は下がらないという話はあるのかなという気はしているんです。そうすると、総合評価を考えるときに、それは民間の提案があるからそれでいいんだという考え方なのかもしれないんですが、コスト競争だけにしてしまうような市場化テストになってしまわないかなというののもちょっと気になるところでして、今回は満足度とか、ちょっと苦し紛れですけれども、中断回数がないとか、そういうようなことを想定をしたというところがございます。

○小林委員 最初に幾つか、ターゲットとされている、想定されている施設管理を挙げられたではないですか。例えば、国立競技場だとか美術館というのもありますというふうにおっしゃっていました。それと研修施設と違うところがあって、その施設の特性ごとにタイプ分けみたいなことをして、そのタイプごとに考えられる質の設定をしていくというのはあり得ますね。だから、一般的に考えるとすごく難しいので、例えば、美術館の施設管理でということが想定されるのかというのがよくわからないんですけれども、スペース管理みたいなものもあり得ないですか。

○宮地副部長 どこまで出すんですかという話がまだ具体的に決まっていないうというお話が多かったものですから、なかなかそこまで突っ込んだ話はできませんでした。施設ごとにどういう特徴があるとか、どういうところに重点を置いて考えなければいけないかと

というようなところは整理できると思うんですけども、それを指標にしようとする、我々の頭が足りないだけなのかもしれないんですけども、満足度とか、非常に一般的なものになってしまっていて、それを細かく聞くというのかもしれないんですが、研修施設であれば、こういうこととか、美術館であれば、こういうことというのをタイプ別に分けたわけではないので、そこは少しトライはしてみたいと思います。

○櫻谷主査 ちょっとよろしいですか。確かに難しいと思うんですね。ここに書いてあるように、国が最低限の水準としている仕様書、これは国土交通省がつくっている何かがあるわけですね。

○宮地副部長 はい。

○櫻谷主査 これは多分、何か根拠があると思うんですが、なかなか根拠は説明しづらいという話ですね。これを一旦公表して、施設の見学もさせるわけですね。例えば、甲乙丙という入札の方がいらっしゃったら、何も甲乙丙さんがすべて同じAランクの仕様ではなくて、いえ、私はCランクを提案します、その代わりコストはこうです、私はAランクでコストはこうですというようなものではだめなんですか。そういうのは難しいですか。

現状やっている仕様書と現状の設備を見て、この程度でいいんだというのを逆に提案をしてみよう。ただし、見る目がないといけないんですけども、見る目があるのかどうなのか。つまり、標準仕様書と乖離があって、この乖離について、この程度だったら問題ないんだ、その代わりこのコストならばいいよというような、標準と実際との差みたいなもので、あとコストとの関係で図るとか、理屈は簡単なのかもわかりませんが、そういうものは難しいですか。

だから、Aさん、Bさん、Cさんが同じ質を提案されなくても、私は質はちょっと悪いけれども、その代わり値段はこうですよ、うちはそうではなくて、質はAランクですけども、その代わりコストはこの辺ですよというような、標準をベースに逆提案ができないのかなという感じがするんですが、その辺はどうですか。

○宮地副部長 それをちょっとイメージしているのが3ページの表でございまして、既存の仕様は情報の開示ということでお示しいただく。それに基づいて、現状、どういう清掃なりがなされているかというのが見学で確認をする。それを見た上で、うちであれば、こういうふうにする、あるいはこのぐらいの清掃でいいのであれば、清掃だけではないと思うんですけども、それでいいのであれば、こんな細かい仕様ではなくて、もっとざっくりした仕様でいいから、その代わりコストは下げるという提案は受け付けられると思うんです。

そこになると評価が非常に難しくなってくるんですけども、どういうふうに評価をするという一定のルールを決めておけば、できなくはないのかなという気はします。総合評価ということですので、質の部分の評価と価格の、これは多分、除算式になってくるかと思うんですけども、コストで割る。例えば、うちは仕様書をばっちりやるけれども、コストを下げて、結果的に質を上げますという提案と、今の仕様よりもたくさんやります、当然質も上がりますけれども、コストも上がりますというものの競争といいますか、比較をして、一番

いい点を取った人が落札者になるという形にはなるのかなと思います。

○樫谷主査 あと、一旦提案をしますね。材料というか、素材というか、それは国からすべて出すんですか。例えば、窓を拭くときのせっけんは国から供給するのですか。

○宮地副部長 例えば、この庁舎もたしか市場化テストの対象になっていて、内閣府さんにお聞きしたところでは、洗剤ですとか、消耗品関係、電灯とかは別途国の方で一括的に調達をしているので、事業者が点検して、点滅している、替えなければいけないという要請があったときに現物を支給するというやり方で、これは変えないということをおっしゃっていました。ほかの省庁さんに聞いたときも、考え方は現物支給だということを言っておられました。ただ、御指摘として、そういうのが入ってくれば、例えば、清掃のときに、今は人でやっているけれども、ロボットを使ってやればもっと安くなるとか、そういう提案もあり得ると思いますけれども、現状は、支給するものは支給するというで決めているというような発注で、今後、市場化テストになったときも、そのシステムはとりあえずは、検討中だけれども、変わらないのではないかなという御発言でした。

○樫谷主査 これは結局、用役だけとか、労働力だけなんですか。

○宮地副部長 そういうものが多いのかなという認識でおりますが、そこら辺はどうなんでしょう。まだ決まっていないということですか。

○事務局 対象の業務範囲をそれぞれどういうふうに考えるかということでございますので、まさに今後検討することですが、今のところ、全部の省庁に聞いたわけではないですけども、例えば、電灯であれば電灯は現物支給というような考え方の省庁が多かったという印象です。ただ、今後、各省の方々の考えによっては、物品調達などの部分まで出すというような事例が場合によっては出てくるかもしれません。そのときは、現状の標準例からの応用形としてやるという考えはあり得るかとは思いますが。

○樫谷主査 蛍光灯などは本当に国が安く買っているんですか。

○事務局 これは恐らく物品の調達ということになります。基本的には価格のみの一般競争入札で、この物品に関して、質がどうかとかは普通は余り考えられていないはずですので、安いものを買っているということだと思います。

○樫谷主査 ただ、企業によっては、ほかのところとまとめて買えば、国より安く買える。国が必ずしも一番安く買っているとも思えないので、そういうものはむしろ活用してもらえばいい。国のものを使うにしても、点検の回数だとか、やり方によっては、10本使うものを7本でよかったとかいうことはあり得ます。これのコストは人件費が基本でしょうから変わらないかもわからないけれども、こちらの方の電球代が10本から8本に減って、当然質は変わらずに2本分コストダウンになったとか、あるいは拭くものも、効率的に拭いたので、今まで10リッターかかったのが8リッターで済んだとか、つまり、直接のコストだけではなくて、国の資材の使用量によっては、安くなる可能性もないわけではないと思うんです。

○事務局 運転の仕方とか、そういったもので工夫をしていただくというのが、まさに民間事業者の方の創意工夫ということなんだと思います。先ほど御説明のあったとおり、そうい

う設備の運転の仕方などについて提案を受けると、そういうことは1つの考え方なんだと思います。

これは個人的な意見になるんですが、物品の調達そのものを含まないとしても、御指摘のあったとおり、今までと違ったやり方や違う資材を使うことによってより良いサービスが提供できるのではないかとといった提案なども受け付けていきつつ、実際の入札価格に反映されない委託業務範囲外の部分でのコストの低減にも貢献していただくというようなものを入れていくというのはあるのかなという気はいたします。

○櫻谷主査 大事なものは、契約をしてからの提案で、この前ちょっとお話ししたかもわかりませんが、例えば、今、羽田の拡張工事をしています。あそこは6,000億ぐらいで一旦入札があったんですが、その後の創意工夫の提案で、例えば、今までこういうふうになっていたけれども、こういう工事をするとか、一定の前提でこうなれば60億ほど下がる、そうしたら半分ずつにしましょうと、半分がいいのか、6・4か7・3がいいかわかりませんが、そういう提案です。

つまり、どんどん提案することによって、トータルのコストが下がる。しかし、それは国だけメリットがあるということでは駄目で、コストダウンしたものを折半しましょうとか、つまり、管理などというのは日常のマネジメントですから、細々していないと、3年間決めなさいということやって、なかなか決まらないと思うんです。そうすると、一旦決めておいて、あとは細かくコストダウンしてもらって、そういうインセンティブをつけていく。そういうことであれば、見る人が見れば、こんな無駄だらけだから、安く入札するけれども、ここで幾らでも取り返せるなという人もいるかもわかりません。言うのは簡単ですが、難しいかわかりません。これをやれば、変えてはいけないということではないと思いますので、いろんな考え方で一遍してもらって、いい実施要項にしていかなければいけないかなというふうには思うんです。入札後の積極的な提案についてのインセンティブも考えられないかなというふうに思ったんです。

○櫻井参事官 1つ、今のお話との関係で、材料費支給が外になっていると、こんなことは実際はないと思うんですけれども、今まで5回でやっていたのを10回にすることによってクオリティーは高まるわけです。だけれども、トータルで見ると、今、先生がおっしゃったようにコストが上がってしまう。そうすると、国から見るとコストパフォーマンスが悪くなってしまうということもあるんじゃないかと思うので、例えば、こういうことはできないですか。国は支給するんだけれども、支給した部分についても入札価格の中でカウントする。そうすると、例えば、5本で済めば、実際に事業者には払える金額は増えます。10本にすれば事業者には払う金額がその分減りますので、事業者にしてみれば、勿論クオリティーを確保しつつ、最も効率的な、例えば、電灯の交換をするとか、電気の節約に努める。努めた分は全部自分たちの実入りになるわけです。あるいは折半でもいいと思います。何か考えないと、委託金額は下がったけれども、トータルで見ると、物品が今まで5本で済んでいたのが20本になりましたとか、結局、余分な電気を使っていたとか、そういうことにもなりか

ねないような気はするんです。

○**小林委員** その場合だと、物品の単価を出さないとまずいですね。

○**櫻井参事官** おっしゃるとおりで、調達単価を初めに明示をしていく。従来、国でやる場合には、例えば、年間5本替えていました、したがって調達単価は2万円です。今回、試算するに当たっては、例えば、1本5,000円で試算をしてください。ですから、5本使えば2万5,000円分を引かしていただきますということで、初めに決めておかないとできないと思います。そこはある程度従来の調達単価をベースにした、仮装かもしれませんが、メルクマールになる標準的な価格を決める必要が出てくるのは御指摘のとおりだと思います。そうしなれないとできないと思います。

○**小林委員** もう一つ難しいのが、快適性が高まればいいとか、きれいになればいいということではないとおっしゃっていたのではないですか。だから、どこまでの質を確保すればいいのかということを確認するというのが、これは企業でもすごく重要で、つまり、一定のコストだったら、そんなに性能がよくなってもいいんだよという顧客があるんです。だから、その部分をどういうふうにクリアにしていくかというか、明確にしていくかということを考えないとだめですね。

○**櫻井参事官** 例えば、先ほどの快適性みたいなところであれば、実際上できるかはわからないんですが、1つのやり方は、今、まさにやっているときのアンケートを取っておいて、そのアンケートと比較して、それを上回ればいいのかですね。要するに、今やっているよりは下がってはだめですよという形で担保はできると思うんです。ただ、難しいのは、建築物の衛生的快適環境の確保に関する法律みたいな、アンケートでは計測できないようなものは、ある意味では仕様発注にならざるを得ないのかもしれませんが。あとは、点検の、常時適切に保つということですから、部品交換、ここら辺も、まさにさっきの電気をどのくらいで替えるかです。我々としてみれば、余りちかちかされると執務環境に悪くなるので、そうはなっほしくない。しかし、なるべく長くは使ってもらった方がいい。そこをどういうふうに要求水準に繰り込んでいくかということだと思うんです。

○**榎谷主査** 例えば、蛍光灯ですけれども、どこのメーカーも同じなんですか。電球よりは長いというのはわかるんですけれども、ここのを使っているから1週間しか使えないんだ、若干高いけれども、ここなら2週間使えますよとかね。

○**事務局** そういう性能の違いというのは当然あります。

○**榎谷主査** そういうのもあってしかるべきだし、それから、空調がどうなっているのかよくわかりませんが、これは全館一本なんですか。

○**事務局** ここはそうですね。

○**櫻井参事官** 全部セントラルヒーティングになっているようです。

○**榎谷主査** そうするとなかなか難しいんですけれども、個別にできるところは、例えば、会議の1時間前にやるとか、こまめにやることによって全体の電力代が下がるとか、いろいろなことを日常工夫してもらわないといけない。

○事務局 幾つかの研修施設の方から聞いたりもしたんですけれども、やはり設備の運転方法などについて工夫をしてもらって提案してもらおうという事例があるので、今の案にも若干入っていますけれども、そういう考え方は入れていかなければいけないのかなと思っています。

ただ、1つ考えなければいけないのが、契約期間中に提案してもらったものをどう評価するかということです。インセンティブにするのか、次回の入札の際に何らかのメリットがあるようにするのか、その辺りを整理しなければいけないかなとは思っております。いずれにしても、その辺り、契約中の提案みたいなものはちょっと考えてみたいと思います。

○樫谷主査 どうぞ。

○逢見委員 質の中に環境への配慮というのが入ってしまっていて、これはほかの部分と質が違って、ある意味快適性と背反することがある。例えば、宿泊施設で言うと、シーツや枕カバーを毎日交換するのか、環境への配慮を考えて回数を減らすのか。空調も、夏は28度とか、それをきちっと守ることが大事だというふうに考えれば、暑くても我慢してくださいということになるわけです。そこはある種の価値観みたいなものが入るんで、発注する側にきちんと示さないといけないんだと思うんです。そこは提案だけではなくて、何か示す必要があるんじゃないかなという感じがします。

○宮地副部長 その点につきましては、民間事業者さんの方からも、施設の利用者の方針を示してもらわないと、環境のためとやってきて文句が来ても困るので、そここのところは提示をするということが必要になってくるということですので、現状、庁舎等、マイナス何度とか、そういうのがありますので、その方針というのは当然伝えていくということだと思います。

また、クレームなどについても、設定温度内でクレームがあったものはクレームと見なさずに、設定温度を超えてしまって暑いというクレームがあったときにはクレームとしてカウントするとか、そういうことについての配慮というのは当然していかなければいけないということだと思います。それは多分、細かな実施要項を書いていく中で示していかなければいけない、発注者側の方針ということで整理していかなければいけないのかなということは認識はしております。

○小林委員 契約期間はまちまちだという想定なんですか。

○事務局 国の施設に限って言いますと、原則3年以上の複数年間と基本方針に記載しています。もう少し長くやってもいいというところがあれば、当然長い方が民間の方もより慣れて、うまい事業を運営していただける可能性も高まりますので、妨げるものではないですが、少なくとも3年というのはお願いをしているところです。

○小林委員 思いつきでしかないんですが、利用者も公務員である場合と、例えば、美術館とか競技場だったら、ほかの一般の方たちも来るわけです。その場合に、何らかのタイプ分けをして質を設定した方がいいんじゃないかという気がします。それを一定水準決めてしまおうと言ったら変ですけれども、明確にしていく必要があって、インセンティブの話とか、デ

イスインセンティブの話とか、モニタリングにかかわってくるところだから、それがはっきりしていないとだめではないかと思うんです。美術館とかだと、美術品を所蔵しているわけだし、そういう意味では、さっきの研修施設などと違って、管理の部分はかなり高い質のもの、クオリティーのものが求められるんでしょうから、そういうものと、公務員は暑くてもちょっと我慢しなければいけないみたいな、よくわからないけれども、国民のために我慢しなければいけないという、少しタイプ分けした方がいいような気がいたします。

○事務局 タイプ分けして、例えば満足度などの数字ももう決めてしまうということですか。そういうことではないですね。

○小林委員 TQM (Total Quality Management) みたいな話になるのかもしれないけれども、どの質、どのレベルのきれいさとか、どのレベルの快適さというのを設定しなければいけないのかというので、ある意味ランキングをしていくみたいなイメージなんです。それは決められないですか。だから、乱暴な言い方ですけども、公務員が利用するところだったら、コスト、効率性にウェイトを置いて、研修効果とか、いろいろあるのかもしれないけれどもという、何かランキングのイメージなんです。ランキングでは十分ではないですか。

○事務局 施設の区分ごとにある程度整理するというのにはあり得ると思うんですが、最終的には個別の施設によって、どうお考えになるかというところだと思うんです。なので、提案の評価においてコストと質のバランスをどう見るかも含めですが、最終的には各施設を所管している省庁がどう考えるかということになるのではないのでしょうか。

○小林委員 それは、例えば、耐用年数というか、どのぐらいの築なのかとか、そういうのでも変わってくる。

○事務局 もしかしたら、そういうことはあるかもしれませんが。例えば、質の数字を決めるとしても、ご指摘のとおり、各施設によって耐用年数や築何年なのかということでも変わってくるすると、基準として考えられるのは、個別の施設の過去の実績ということに恐らくなってきました。今、満足度などの指標を取っていないという施設が多いんですけれども、事前にある程度の期間を定めて指標を取っていただくか。それとも、これもジャストアイデアなんですけれども、事業が始まった後に、事業実施期間の途中まで指標を取ってみて、出てきた数値から落ちないようにすることで質を確保する、ということもあり得るかもしれません。いずれにしても、ある程度の方針を示しても、最終的には個別の施設の事情によるということなのかなと思っております。

○櫻谷主査 あと、コスト面で、例えば、この庁舎を管理するときに、人件費以外にどういうコストが幾らかかっているのかというようなことは把握しているんですか。ここの電力料が幾らで、トイレトペーパーが幾らで云々というのは、全部コストではじいているんですか。わかるんですか。集計されているんですか。

○事務局 正確なところは承知しておりませんが、基本的には、例えば永田町合同庁舎の管理・運営に当たっての役務の提供に関する各業務はそれぞれ入札によって事業者が決まっています。例えば、物品の調達についても、それぞれ入札によって物品の提供者が決まってい

るのが通例だと思いますので、そういうものについては、それぞれ個別にコストは出ていると思います。

○榎谷主査 この館で入札をしているのではなくて、内閣府で全部やっているのか、幾つか分けているのかわかりませんが、どういう単位で入札しているんですか。

○事務局 それはまさにケース・バイ・ケースで、永田町合同庁舎にかかる、ある物品の調達にどれくらいコストがかかっているかは、入札単位が本府なども含めて入札をしているのであれば直接は出ませんので、その場合、そのコストが出るのかどうかは確認してみないとわからない部分もあります。

○榎谷主査 そうでないと、どれくらいコストダウンできたかということがわからないわけです。減価償却費は変わらないんで、そこはコストダウンできないけれども、国が実費を負担するというのであれば、施設にかかわる変動費の部分がどれだけコストダウンできたのかということもわかる。トイレトペーパーをまとめて買ったけれども、ここに対して受け払いをしていて、永田町合同庁舎が年間 100 個トイレトペーパーを出しましたとかがわかれば、この集計ができるわけです。例えば、蛍光灯にしても、電力料にしても、こういう工夫をしたために下がったんだということの因果関係が説明できないと、逆に言えば、下がったと言われても、理論値で下がっただけで、実際に下がったどうかわかりませんと言われてたらずね。

○事務局 例えば、電力料で言えば、気候変動などが大きな変動要因になりますので、どこまでが事業者の評価に値するのかというのは非常に難しいところではあります。

○小林委員 先ほど私、ランキングと言いましたけれども、カテゴリー分けするという考え方はありかなと思うんです。さっきの美術館とか競技場とかも出てきたので、そのカテゴリーの中で重視すべき点、ポイントみたいなことはピックアップして、明確にしておいた方がいいんじゃないか。

○宮地副部長 その点はやっていなかったんで、対応して整理をしていきたいと思います。

○榎谷主査 あと、どこまでの実費をだれが負担するのかということも事前に決めておかなければいけないかもわかりません。人だけでいいのか、例えば、うちはリネンの工場を持っているから、うちでやった方が安いですよとか、あるかもわかりません。うちはこの工場を持っているので、この部分はうちがやった方が安い、ほかは国のものを使いますとか、ケース・バイ・ケースでいろいろあるかもわかりません。床を磨くのも、かなりいい床磨きを使ってやっているところも実はあるんです。磨いておくと掃除が楽だとか、いろいろ工夫してやっているようなんです。そんなものを許すのか許さないのかということもあります。

○宮地副部長 今、御指摘いただきましたことについては、カテゴリー分けとか、価格をどういうふうに反映して評価をするのかということところはもうちょっと調べさせていただきたいと思います。

ただ、なかなか細かく書き切れないのは、具体の業務が決まっているわけではないところもあって、例えば、民間事業者さんなどがおっしゃるには、設備にしても、耐用年数といい

ますか、どういうふうにメンテナンスしてきたかでもかなり性能が違ってしまったりとか、そういうようなところについては、現状の整理の仕方だとなかなかうまく書けないところもあるものですから、留意事項というような形でチェックをしておくということは当然するんですけども、どこまでできるかというのが、今、明確にお答えできないところでもあります。カテゴリー分けをするとか、あと、コストを入れて入札をするような仕組みというのはどこまで今やられていて、どこまでできるのかということについては整理をして、例示のような形で入れておくというようなことは工夫をしていきたいと思えます。

○櫻谷主査 時間がちょっと過ぎているんですけども、いかがですか。

事務局、何かありますか。

○事務局 基本的には今、御指摘いただいたところを踏まえて、修正をしていきつつ、並行して、実際にお使いになられることになる各省や、民間の方の意見を聞きながら、もうちょっと考えていきたいと思っております。引き続き委員の先生方にも個別にいろいろ御相談させていただくと思うんですけども、その都度いただいた意見を適宜反映して、よりよい形にしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○櫻谷主査 最初は完璧なものではないかも知れませんが、考え方を整理しておいていただいて、あとは、適用できるものとできないものとあるし、また適用するための条件を整えてもらわなければいけないかも知れません。是非その辺をイメージしながらやっただけだと、こういうふうに思えます。

よろしいですか。それでは、大変ありがとうございました。時間となりましたので、ヒアリングはこれで終了させていただき、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

(傍聴者退室)